

愛川町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月8日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

## 2 監査の実施期間

令和5年1月30日から2月7日まで

## 3 監査の対象及び方法

建設部道路課、都市施設課、下水道課、水道事業所所管の令和4年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和4年4月1日から令和4年12月31日まで）について、抽出により監査し、併せて現地調査を実施した。

## 4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和4年度監査等年間計画等による

## 5 監査の結果

建設部道路課、都市施設課、下水道課、水道事業所

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

## 6 意見

### （1）急傾斜地安全対策工事等補助金について（道路課）

町では、「災害に強いまちづくり」を推進するため、急傾斜地崩壊危険区域などに属する土地の所有者又は占有者が、安全対策工事（がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧工事）、又は危険木伐採工事（危険な立木の伐採、撤去及び処分）を行った場合、その工事に要する費用の一部を補助する制度を令和4年度からスタートさせ、安全対策工事2件分として600万円、危険木伐採工事5件分として150万円、合わせて750万円を当初予算に計上しています。

周知については、町広報紙やホームページに加え、チラシを公共施設等に配架するほか、総合防災訓練の際に来場者へチラシを配布するなど努められており、現在のところ、危険木伐採工事に係る補助申請が1件あるほか、補助制度に関する相談を数件受けているとのことでした。

この補助制度は、町民の生命や身体、財産を守るうえで大変有効でありますので、道路等の公共施設に面したがけに危険木がある場合には、土地の所有者等に補助制度の活用を促したり、また、町内に所在地を有する「補助対象工事の施工者」へも補助制度の浸透を図るなど、より安全で「災害に強いまちづくり」の実現に向け、補助制度の更なる活用の促進に努められたい。

(2) 公園等に設置している遊具の維持管理について（都市施設課）

町では、令和4年度に「八菅山いこいの森」のアスレチック遊具4基を更新、また、田代運動公園には複合遊具や砂場（インクルーシブ遊具）を新たに設置し、これらを含め、現在15箇所の都市公園で128基、52箇所の児童遊園地で224基、合計で352基の遊具を所有しています。

遊具の維持管理については、町職員が公園を巡回して行う点検や、専門業者による点検業務委託で状態を判断し、それぞれの劣化状況に応じて修繕や更新、撤去を行っています。

本町では、子育て支援に力を入れ、様々な事業を展開されていますが、子ども達が屋外で、楽しくのびのびと遊べる場を提供していくことも、子育て支援の一環として必要ではないかと思っております。

そのため、町は、子ども達が安全・安心・快適に使用できるよう、引き続き遊具の点検や迅速な修繕等を行い、適切な維持管理に努められたい。

(3) 公営企業会計の書類等について（水道事業所）

契約書で収入印紙の額が足りないもの、必要な約款が添付されていないもの、不要な資料が添付されているものなどがあつたほか、「見積徴取」や「工事の前払金」の起案において、割印のあるものと無いものが混在していました。また、漏水修繕に係る検査調書については、検査員の職名に誤りのある様式が使用されていました。

今後は、財務ハンドブックや関係法令の確認を徹底するとともに、組織内でのチェック体制を強化し、適切な事務執行に努められたい。

なお、水道事業の公営企業会計事務の処理については、「水道事業会計規程」に定めるもののほかは町の「予算決算会計規則」の規定を準用しているとのことでしたが、その旨が明文化されていなかったため、「水道事業会計規程」等の見直しを検討されたい。

（事務担当は監査委員事務局監査班）